

よりみち 利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と合同会社 L&C 代表 島田 貴之（以下「事業所」という。） _____（以下「利用者」という。）がよりみち（以下「事業所」という。）において事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて次の通りに契約（以下「本契約」）を締結します。

第一章 総則

第一条 契約の目的

- 1.事業者は、利用者がその心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来る様、送迎・入浴・排泄・食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行うことを目的に通所介護サービスを提供します。
- 2.事業者が契約者に対して実施する介護サービスの内容・利用日・利用時間・利用費用等の事項は別紙の「よりみち重要事項説明書」に定める通りとします。
- 3.利用者は第十六条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところによりサービスを利用できるものとします。

第二条 契約期間

- 1.本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日とします。
- 2.契約満了日の 2 日前までに契約者若しくは利用者から事業者に対して文章により契約終了の申し出がない場合には、契約は自動更新されるものとします。

第三条 通所介護サービス計画の決定と変更

- 1.事業者は、利用者に係る居宅サービス計画書（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者および契約者と面接の上、通所介護サービス計画書を作成します。
- 2.事業者は、利用者に係る居宅サービス計画書が作成されていない場合でも、通所介護サービス計画書の作成を行います。また、その場合には、事業者は契約者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画書作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3.事業者は、通所介護サービス計画書について、契約者・家族等と面談の上で作成し、その内容に関して説明し同意を得た上で決定するものとします。
- 4.事業者は、利用者に係る居宅サービス計画書が変更された場合、若しくは利用者及びその他、契約者、家族等の要請、または、利用者の状態変化等により、通所介護サービス計画の変更が必要と認めた場合には、利用者及び契約者、家族等と協議し、通所介護サービス計画書の見直しを行います。
- 5.事業者は、通所介護サービス計画書を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、

その内容を確認します。

第四条 介護保険給付対象サービス

- 1.事業者は、利用者に対してその事業所において介護保険給付対象サービスとして、送迎・食事・排泄等の介護と相談及び・援助・機能訓練・社会生活上の世話・健康管理・療養上のサービスを提供します。（但し食事は介護保険給付対象外となります）
- 2.事業者が利用者に対して実施する介護保険給付対象サービスの内容は別紙の「よりみち重要事項説明書」に定めます。

第五条 運営規定の厳守

- 1.事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置し、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供すると共に、建物及び、付帯設備の維持管理を行います。
- 2.事業者が、運営規定の変更を行う場合には、契約者に対して事前に説明を行う事とします。
- 3.契約者は、前項の変更同意する事が出来ない場合には、本契約を解約する事が出来ます。

第二章 料金

第六条 サービス料金の支払い

- 1.契約者は、要介護度に応じて第四条に定めるサービスを受けた場合、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいてサービス利用料から、介護保険給付金額を差し引いた差額分（自己負担）を事業者に支払うものとします（翌月 25 日迄）
但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合、及び居宅サービス契約書が作成されていない場合には、サービス利用金を一旦支払うものとします。（要介護認定後、又は居宅サービス計画書作成後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。）
- 2.契約者は、食事代と使用したオムツ代（持参された場合を除く）等、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業所に支払うものとします。
- 3.利用者は、前 2 項の定めるサービス利用料金を 1 ヶ月のサービス利用終了後、翌月に支払うものとします。

第七条 利用日の利用中止・変更・追加

- 1.契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用中止又は変更及び追加する事が出来ます。この場合契約者は、サービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。（但し、緊急・急な事由の発生時には当日の申し出も可能とします）
- 2.事業所は、第 1 項に基づく契約者からの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が定員満員で契約者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。
- 3.契約者は、前項の変更同意することが出来ない場合には、本契約を解約する事が出来ません。

第三章 事業者の義務等

第八条 事業者及びサービス従事者の義務

- 1.事業者及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって利用者の生命・身体・財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2.事業者は利用者の体調・健康状態から見て必要と考えられる場合には、主治医と連携し、利用者又は家族等からの状況の聞き取り、確認の上でサービスを実施致します。
- 3.事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医への連携を行う等、必要な措置を講じるものとします。
- 4.事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は、身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5.事業者は、非常時災害に関する具体的計画を策定すると共に、非常災害に備える為、定期的に避難救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 6.事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、これを2年間保管し、契約者若しくはその代理人の支給に依りてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第九条 守秘義務

- 1.事業者、サービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2.事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供するものとします。
- 3.前2項に係らず、契約者に係る他の居宅介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な事由がある場合には、その情報を用いられるものの事前の同意「個人情報提供同意書」を文章により得た上で、利用者・契約者又は家族等の個人情報を用いる事が出来る事とします。

第四章 契約者及び利用者の義務

第十条 利用者の施設利用上の注意義務等

- 1.利用者は、事業所の施設・設備・敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2.契約者は、利用者が施設・設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変形させた場合には、現状に復する為に必要な相当の代価を支払うものとします。
- 3.利用者の心身の状況等により、特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者の協議により、施設・設備の利用方法を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第十一条 損害賠償責任

1.事業者は、本契約に基づくサービス実施に伴って、事故の責任により利用者又は契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第九条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意又は、過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案し、相当と認められる場合には、損害賠償責任を免じる事が出来るものとします。

2.事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第十二条 損害賠償がなされない場合

事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償の責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合は、事業者は損害賠償責任を負いません。

1.契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行った事に起因する損害が発生した場合。

2.契約者が利用者へのサービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行った事に起因して損害が発生した場合。

3.利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスが原因としない事由に起因して損害が発生した場合。

4.契約者及び利用者が事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第十三条 事業者の責任外の事由によるサービスの実施不能

事業者は、本契約の有効期間中、地震や噴火等の天災、その他の自己の責任に寄らない事由により、サービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料の支払いを支給する事は出来ないものとします。

第六章 契約の終了

第十四条 契約の終了事由

利用者は以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することが出来るものとします。

1.利用者が死亡したとき。

2.要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合。

3.事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。

4.施設の滅失や重大な破損によりサービスの提供が不可能となった場合。

5.事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

6.第十五条から第十七条の各項に基づき本契約が解約又は解除された場合。

事業者は、前項第1号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第十五条 契約者からの中途解約

1.利用者は本契約の有効期間中、本契約を解約する事が出来ます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

2.契約者は、第五条3項・第七条3項により本契約を解約する事が出来ます。

3.契約者が入院又は入所した場合、本契約を解約する事が出来ます。

4.契約者は、契約者に係る居宅サービス計画書（ケアプラン）が変更された場合、本契約を解約する事が出来ます。

第十六条 契約者からの契約解除

契約者は事業者若しくはサービス事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することが出来ます。

1.事業者若しくはサービス事業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合。

2.事業者若しくはサービス事業者が第九条に定める守秘義務に違反した場合。

3.事業者若しくはサービス事業者が故意又は過失により利用者若しくは契約者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行う事などにより、本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合。

4.他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合。

第十七条 事業者からの契約解除

事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除する事が出来ます。

1.契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び、病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情が発生した場合。

2.契約者により、第六条各項に定めるサービス利用料の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。

3.利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは利用者等の生命・身体・財物・信用を傷つけ又は著しい不信行為を行う事により契約が継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第十八条 清算

第十四条により本契約が終了した場合において、契約者が既に実施されたサービスに対する料金の支払い義務、その他事業者に対する義務を負担している時は、契約満了から1週間以内に清算するものとします。

第七章 その他

第十九条 苦情処理

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第二十条 協議事項

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法、その他の諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

令和 年 月 日

事業者住所 茨城県取手市桑原 6-3

事業者名 合同会社 L & C

代表者氏名 島田 貴之 印

契約者住所

契約者氏名 印

利用者住所

利用者氏名 印